射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月19日

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 9 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年射水市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中 「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第1 4項」を「第2条第15項」に改める。

別表1中25の項を削る。

別表2中25の項を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。